

令和 2 年 8 月 28 日

第 25 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和2年8月28日
午後1時30分～午後3時05分
場所 出水市役所本庁4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志			14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優	11番	井町 和夫		

農地利用最適化推進委員

		25番	藺牟田 慶嗣		
22番	岩下 努	26番	富永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

(2) 欠席委員

農業委員

8番 花園 ハルエ

農地利用最適化推進委員

21番 中尾 義徳 29番 坂上 茂信

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、有川

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 4号	農地転用事業計画変更申請について
議案第 5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6号	非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第25回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は15人で定足数に達しております。
なお、8番、花園委員から欠席届が提出されています。
推進委員につきましては、21番 中尾委員と29番 坂上委員から欠席届が提出されています。
議事録署名委員を指名いたします。
4番、小倉委員と10番、田中委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。
（「異議なし。」と言う者あり。）
会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告
総会後の業務報告等（会長報告、省略）
合意解約等の報告（事務局報告、省略）
農地形質変更届について（事務局報告、省略）

議長 議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。では事務局。
事務局 総会資料16ページを御覧ください。空き家に附属した農地の指定になります。
第1項。申請地は、上鯖淵、畑、212㎡です。空き家に隣接しており、現在は不耕地の状態です。
第2項。申請地は、高尾野町大久保、畑、ほか1筆の合計2筆で合計337㎡です。空き家に隣接しており、現在は不耕作地の状態です。以上です。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。
7番 7番です。8月25日午後、15番委員、30番委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

1項については、次のページ17ページですね、2項については18ページです。続けて説明します。申請地はオレンジロードの出水クリーン産業近く、太田公民館の近くです。地籍図の〇〇〇〇番〇の斜線部分が申請地です。畑は不耕作地でしたが敷地内に立派な柿の木が植えてありました。宅地は〇〇〇〇番〇です。

2項は18ページです。申請地は高尾野の上の原団地の近くですが温泉センターもみじ、きらめきドームの前の道路をJA本所の方に向かって走れば田んぼがありますけれどもそこを上野原の方に左に行った方が早く分かりやすいと思いました。申請地は地籍図の斜線部分の〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の2筆です。不耕作地です。宅地は〇〇〇番〇でした。空き家に附属した農地の指定の第1項、第2項につきましては、申請農地が空き家に附属していること、農地所有者と空き家所有者が同一人物であること、下限面積が10アール未満であることから、空き家に附属した農地に指定して差し支えないと判断しました。補足しますけれども2件とも買い手の方が待っておられる状況でした。ということです。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

ないようでしたら、調査員の報告では全件差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「なし。」の声)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件差し支えないと決定いたします。

議長 議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。委員の除斥があります。14番委員が該当しますので、除斥をお願いします。

(14番委員 退室)

事務局のをお願いします。

事務局 それでは、議案第2号農用地利用集積について説明します。資料は、20号農用地利用集積に係る賃借権の設定5年、第2項です。土地の表示、黄金町〇〇〇 田 1, 259㎡。借人、平松上自治会、44歳、認定農家、男性です。貸人、春日町自治会、86歳、女性との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

議長 15番委員、審議結果の報告をお願いします。

15番 15番です。8月25日、7番委員、30番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受け致します。

(「なし。」と返事)

ないようでしたら、調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事)

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定いたします。

(14番委員 入室)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、資料は19号農用地利用集積に係る賃借権の設定2年から、資料30号農用地利用集積に係る所有権の移転までを一括して説明します。

それでは、19号農用地利用集積に係る賃借権の設定2年。第1項、これは再設定ですので、詳細はお目通し下さい。

次に、賃借権の設定3年です。第1項、土地の表示、下知識町〇〇〇〇及び明神町〇〇〇〇 田 計2筆 合計2, 218㎡。借人、今村自治会、47歳、男性、認定農家です。貸人、今村自治会 79歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第2項は、再設定です。詳細はお目通し下さい。

次に、賃借権の設定5年です。第1項、土地の表示、中央町〇〇〇〇 外 2筆 田 合計3, 044㎡。借人、西下り松自治会、28歳、女性、認定農家です。貸人、下古市自治会、84歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第2項は、先ほど適当と決定されました。

第3項、土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇-〇 畑 1, 471㎡。借人、東下り松自

治会、69歳、男性、認定農家です。貸人、高尾野町上原自治会、60歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第4項、土地の表示、野田町上名〇〇〇-〇 外2筆 田 合計2,944㎡。借人、〇〇〇〇株式会社、認定農業者です。貸人、春町自治会、75歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第5項、土地の表示、今釜町〇〇〇〇 田 794㎡。借人、有限会社〇〇〇〇、認定農業者です。貸人、栃木県小山市、70歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

次に21号。第6項、土地の表示、荘〇〇〇〇-〇〇 外2筆 畑 合計3,874㎡。借人、有限会社〇〇〇〇〇 認定農業者です。貸人、荘下自治会、79歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第7項、土地の表示、高尾野町上水流〇〇〇-〇 外1筆 畑 合計2,446㎡。借人、有限会社〇〇〇〇〇〇、認定農業者です。貸人、上水流自治会、49歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第8項、土地の表示、上知識町〇〇〇 外2筆 畑 及び 西出水町〇〇〇〇 外3筆 畑 合計7筆 11,745㎡。借人、有限会社〇〇〇〇〇〇、認定農業者です。貸人、平良馬場自治会、90歳、女性外1名です。規模拡大による新規設定です。

第9項、土地の表示、文化町〇〇〇-〇 田 1,767㎡。借人、上松自治会、72歳男性 認定農業者です。貸人、上村東自治会、80歳男性です。規模拡大による新規設定です。

第10項、土地の表示、文化町〇〇〇-〇 田 2,494㎡。借人、上松自治会、72歳 男性 認定農業者です。貸人、溝下自治会、73歳、男性外1名です。規模拡大による新規設定です。

第11項、土地の表示、文化町〇〇〇 外1筆 田 合計1,196㎡。借人、上松自治会、72歳 男性 認定農業者です。貸人、大和自治会、78歳、女性外1名です。規模拡大による新規設定です。

第12項から第14項までは再設定ですので、詳細はお目通し下さい。

続きまして、23号貸借権の設定10年です。第1項、土地の表示、黄金町〇〇〇 田 2,067㎡。借人、有限会社〇〇〇〇〇、認定農業者です。貸人、出水市本町自治会、84歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第2項、土地の表示、今釜町〇〇〇〇 田 837㎡。借人、有限会社〇〇〇〇〇、認定農業者です。貸人、今釜西自治会、66歳、女性外1名です。規模拡大による新規設定です。

第3項、土地の表示、下知識町〇〇〇 田 1,427㎡。借人、上村東自治会、71歳 男性 認定農業者です。貸人、鹿児島市、74歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第4項、土地の表示、境町〇〇〇〇 外5筆 畑 合計9,681㎡。借人、野添下自治会、40歳 男性 認定農業者です。貸人、針原自治会、80歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第5項、土地の表示、汐見町〇〇 田 508㎡。借人、有限会社〇〇〇〇〇、認定農業者です。貸人、今村自治会、92歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第6項から25号第10項までは再設定ですので、詳細はお目通し下さい。

次に、26号貸借権の設定20年です。第1項、再設定です。詳細はお目通し下さい。

続きまして、使用貸借権の設定5年です。第1項、土地の表示、汐見町〇〇〇 田 510㎡。借人、安原自治会、41歳、男性、認定農業者です。貸人、新蔵上自治会、6.9歳、男性。規模拡大による新規設定です。

次に、使用貸借権の設定6年です。第1項、土地の表示、中央町〇〇〇 田 758㎡。借人、太田自治会、58歳、男性、認定農業者です。貸人、泉が丘団地自治会、60歳、男性。規模拡大による新規設定です。

次に、使用貸借権の設定10年です。第1項、土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇-〇 外2筆 田 合計6,229㎡。借人、柳ヶ水自治会、53歳、男性認定農家です。貸人、西下り松自治会、57歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

続きまして、28号から29号農用地利用集積に係る利用権の設定、農地中間管理権の取得について、合計9件 15筆 総面積15,375㎡です。

最後に、30号農用地利用集積に係る所有権の移転です。第1項、譲受人 野添上自治会 65歳 男性、認定農業者です。譲渡人は、野添下自治会 77歳 女性です。土地の表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇-〇 田 1,715㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項、譲受人 木牟礼自治会 58歳 男性、認定農業者です。譲渡人は、木牟礼自治会 89歳 男性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇-〇〇 畑 1,278㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。

第3項、譲受人 帆木の上自治会 36歳 男性、認定農業者です。譲渡人は、西新田自治会 63歳 女性です。土地の表示、境町〇〇〇〇 外1筆 畑 合計15,739㎡です。移転理由は、親子間による贈与となっております。以上で、議案第2号農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。15番委員、審議結果の報告をお願いします。

15番 15番です。審議日時等については、省略します。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、ご質問をお受けいたします。

(「はい。」と挙手)

議長 はい、14番委員。

14番 14番です。19号貸借権の設定2年についてですが、今気づいたので質問しますが、第1項、私があっせんに行ったのですが1年でお願いされてきたのですが2年になっている。何か、耕作者の方から変更を言われたのですか。

議長 はい、事務局。

事務局 こちらに提出してある書類で2年と記入してあったので、そのまま2年に記載しました。

14番 ここは、色々あったので1年に変更してもらえませんか。

事務局 はい、わかりました。事務局の方で期間を1年に変更し訂正をしておきます。

議長 外にございませんか。

(「なし。」と返事)

ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町上水流の畑です。申請人は市内の法人です。当該地を取得し、資材置場として利用しようとするものです。土地改良地区内であり、農振除外のみの単独申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、また土地改良事業の施工区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日時等については、先ほど説明しましたので、省略します。申請地は、県道荘上鯖淵線の高尾野の上水流にあります、ウッドタウンの丁度反対側に位置しているところでした。場所にはのぼる産業の看板が立ってました。地籍図は、〇〇〇-〇〇の斜線部分です。申請地の北側は過去に5条許可をもらっている土地になります。雨水は自然浸透させるとのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 第2項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、福ノ江町の畑です。申請人は、市内の会社員です。当該地に一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外ですが、農用地区域内農地であり、農地転用と同時申請です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 15番委員、調査結果の報告をお願いします。

15番 15番です。調査日等は先ほど松元委員が説明したので省略します。申請地は、福ノ江公民館のすぐ近くです。申請面積は、住宅1棟を建築する面積として、437㎡であり、妥当であると思われ、造成については、現状のままです。雨水については道路側溝へ、汚水は浄化槽へとのこと。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 第3項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、中央町の田2筆で計2700㎡です。申請人は市内の法人です。当該地を取得し、建築条件付土地として販売しようとするものです。土地改良地区内であり、農振除外のみの単独申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、また土地改良事業の施工区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日時等については、先ほど説明しましたので、省略します。申請地は、国道328号のパチンコDoの県道荘上鯖淵線の高尾野の上水流にあります。ウッドタウンの丁度反対側に位置しているところでした。場所にはのぼる産業の看板が立ってました。地籍図は、〇〇〇-〇〇の斜線部分です。申請地の北側は過去に5条許可をもらっている土地になります。雨水は自然浸透させるとのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

事務局 第4項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町大久保の畑2筆で計1800㎡です。申請人は市内の法人です。既存の資材置場が手狭となったため、今回新たに資材置場を設置しようとするものです。土地改良地区内であり、農振除外のみの単独申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、また土地改良事業の施工区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は、県道出水高尾野線のコメリの近くです。地籍図の、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇が申請地です。〇〇〇-〇のところに事務所があり、近くに会社事務所と資材置場があるところ。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

事務局 第5項・用途区分変更の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の田3筆の計1976㎡です。申請人は市内の法人です。隣接地で畜産を営んでおり、経営の拡大のため、当該地に牛舎を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農地転用と同時申請です。農用地区域内農地であるため、農用地利用計画指定用途に該当します。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。申請地は、江内の白山神社の南側に位置しているところで、水稻が耕作されていたところでした。ここに牛舎を建築されるということです。盛土を70cmほどして、牛舎を建築されるそうです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告により全件適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見につきましては、全件適当ということで決定いたします。

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項です。申請地は、境町の畑1筆と一体利用地として宅地2筆の計1469.53㎡です。

申請人は、鹿児島市の法人です。平成28年6月に賃貸借共同住宅及び駐車場を目的として農地法第4条の許可を得ていますが、資金計画が予定どおり計画できなかったため、今回鹿児島市の法人に太陽光発電施設として事業を継承しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日等は先ほど報告がありましたので、省略します。申請地は、国道3号から米ノ津駅を過ぎて、踏切の近くです。地籍図は〇〇〇-〇の畑です。造成については、現状のまま利用するとのことでした。雨水は南側の水路を利用するということでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ないようでしたら、調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更につきましては承認と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項です。第1項については、総会資料37P議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」で説明しましたので、省略します。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。調査内容は先ほど説明したとおりですので、省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第2項です。申請地は、境町の畑です。申請人は、鹿児島市の法人です。当該地を取得し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 15番委員、調査結果の報告をお願いします。

15番 15番です。申請地は、第一索道商事から、国道3号を挟んで向かい側に約50m程進んだ場所です。申請面積は、411㎡です。造成については、現状のまま利用するという事です。雨水は自然浸透ということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第3項です。申請地は、浦田町の畑1筆と一体利用地である宅地3筆で計1500.64㎡です。申請人は、市内の法人です。本申請の一体利用地である宅地部分に障害者就労継続支援施設の建築を計画しており、今回当該地を取得しその駐車場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 15番委員、調査結果の報告をお願いします。

15番 15番です。申請地は、ホテルAZの近くです。申請面積は676㎡、駐車場として普通車2台分利用するとのこと。造成については、砂利等を敷いて整備するとのこと。雨水は自然浸透です。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第4項です。第4項については、総会資料33P議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について」の第2項にて説明したので、省略します。

議長 15番委員、調査結果の報告をお願いします。

15番 15番です。調査内容については、先ほど説明したので省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第5項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第5項です。申請地は、下知識町の田です。申請人は、市内の法人です。既存の事業所が手狭となったため、今回新たに事務所兼倉庫及び駐車場を設置しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、また土地改良事業の施工区域内にあるため第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 15番委員、調査結果の報告をお願いします。

15番 15番です。申請地は、国道3号沿いの堂脇自動車の近くです。申請面積は事務所・倉庫及び駐車場を設置するもので、448㎡で妥当であると思われます。造成については、1mほど嵩上げするとのこと。境界はブロックで囲うとのこと。雨水は側溝を利用して流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第6項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第6項です。申請地は、中央町の田です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。農地の広がりには10ha未滿であり、都市計画用途地域から概ね500m以内に位置するため、第2種農地の「市街地近接農地」に該当します。

議長 委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。8月22日に5番委員、29番委員、事務局職員で調査した結果を報告します。場所ですが、位置図を見てください。出水警察署の南側にちょっと入っていったところでした。地籍図ですが、〇〇〇-〇これを分筆して転用するとのことでした。境界もちゃんとしておりました。周囲は宅地化しているところでした。雨水につきましては、〇〇〇-〇この下のところの用悪水路に流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第7項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第7項です。申請地は、上知識町の畑です。申請人は、市内の法人です。当該地を取得し、資材置場として利用しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであ

り、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、また土地改良事業の施工区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。場所ですが、位置図を見てください。八幡公園から東側に向かったところです。地籍図ですが、斜線部分の〇〇〇、畑になります。なお、〇〇〇、畑があるわけですが、この持ち主は違うということで、今交渉をしている状況で、現況は雑草が生えている状況でした。周囲は宅地化されている状況です。雨水は、自然浸透ということですが、若干傾斜をつけて、水路に流れるようにもするというようなことでした。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第8項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第8項です。申請地は、上知識町の畑です。申請人は、市内の法人です。当該地を取得し、建売住宅を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。幅員4m以上の上下水道が埋設された道路に接続しており、周囲概ね500m以内に病院が2か所あるため、第3種農地の「都市的環境整備農地」に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。場所ですが、積水フィルムの南側にあたるところになります。地籍図ですが、〇〇〇〇の畑、ここになります。雑草が生えている状況でした。周囲は宅地化されている状況ですが上の方の畑では茶を作っている状況でした。雨水は、道路側溝、汚水は下水道へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第9項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第9項です。申請地は、大野原町の畑2筆の計431㎡です。申請人は、市内の法人です。当該地を取得し、建築条件付土地として販売し、経営の安定を図ろうとするものです。〇〇〇〇番〇のみ土地改良地区内ですが協議済みであり、それぞれ農用地区域外の農地です。農地の広がりには10ha未満であるため、〇〇〇〇番〇については第2種農地の「その他の農地」に該当し、〇〇〇〇番〇については、土地改良事業の施工区域内にあるため第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。場所ですが、Aコープ西出水店、ここの南側にあたるところです。地籍図ですが、長広くなったところ。隣が令和2年5月に5条許可済みということで、ここの斜線部分が低くなっているということで、1mほど嵩上げされて、整地された状態でした。事前にされたとのことで、始末書が添付されている状況です。汚水については、南側の道路に汚水を排水するところがあるとのことで、そこに流すとのことです。雨水は道路側溝に流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第10項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第10項です。申請地は、下大川内の畑です。申請人は、市内の会社員です。

現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 16番委員、調査結果の報告をお願いします。

16番です。26日6番委員、28番委員それから事務局職員で調査した結果を報告します。申請地は、JA大川内のガソリンスタンドから国道447号を挟んで近くの間所でした。すいません、申請人は26番委員の息子さんだそうで、26番委員は除斥になりますね。申請地の東側はちょっとがけになってました。生活排水は浄化槽、雨水は道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局と調査委員の報告は終わりました。ご意見ご質問をお受けいたします。ありませんか。ないようでしたら、調査委員の報告では許可相当とのことでしたが、そのように決定してよろしいでしょうか。それでは、10項につきまして、許可相当といたします。続きまして、第11項をお願いします。

事務局 続いて、第11項です。申請地は、上大川内の畑です。申請人は、市内の法人です。当該地を取得し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 16番委員、調査結果の報告をお願いします。

16番 16番です。申請地は、上場小学校からちょっと北側にあがっていったところですよ。整地してパネルを設置するとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第12項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第12項です。申請地は、高尾野町大久保の畑1筆と一体利用地として山林1筆雑種地2筆の計1210㎡です。申請人は、福岡県の法人です。当該地を取得し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。出水市役所高尾野支所から概ね500m以内に位置するため、第2種農地の「500m以内農地」に該当します。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日時等は先ほど報告がありましたので、省略します。申請地は、高尾野支所の北側に位置する上ノ原団地というところがありますが、その近くです。申請地現況は雑草が生えていて、草ぼうぼうでした。造成については、現状のまま、雨水は調整池を作り然沈下させるとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第13項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第13項です。申請地は、高尾野町柴引の畑2筆と一体利用地として宅地1筆の計2203㎡です。申請人は、市内の自営業者です。当該地を取得し、貸家を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。肥薩おれんじ鉄道高尾野駅から概ね500m以内に位置するため、第2種農地の「500m以内農地」に該当します。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、高尾野駅の近くに柏木産業というところがありますけど、その近くになります。現場はですね、雑草が生えている状況でした。そばに1棟は古い家が建っているんですが、それを改造して貸家とするようです。造成については、盛土はなしで、そのままの状態で行うようです。生活排水は下水道に、雨水は道路側溝に流すようです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第14項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第14項です。申請地は、高尾野町下高尾野の畑です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。土地改良事業の施工区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、高尾野のパチンコHEIWAの近くです。地籍図を見ていただければわかりますように、一番下の〇〇〇-〇ってところが細い、軽自動車を通れるくらいの道路なんですけど、そこを入れて行って、突き当りの左側だったんですが、道路が狭すぎて、一部を公衆用道路として転用して、その道路から奥の方に家を作るというふうなことでした。生活排水は下水道、雨水は道路側溝に流すとのことです。30cmほど盛土を行うとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第15項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第15項です。申請地は、野田町上名の畑です。申請人は、市内の法人です。当該地を取得し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、野田幼稚園の南側でございました。造成については、現状のまま利用するとのことでした。雨水は自然沈下ということでした。申請地の北側にはすでに太陽光発電施設ができています。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第16項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第16項です。申請地は、野田町下名の田2筆で計1979㎡です。申請人は、市内の法人です。〇〇〇〇番〇の土地に牛舎1棟の新設を計画していたところ、〇〇〇〇番〇の土地の平成14年に建設していた堆肥舎が農地法の許可を得ないまま建設されていたものと知り、本申請にて適切な手続きを行い、許可を得ようとするものです。土地改良地区外ですが農用地区域内の農地であり、〇〇〇〇番〇については用途変更済み、〇〇〇〇番〇については用途変更手続き中です。農用地区域内農地であるため、「農用地利用計画指定用途」に該当します。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、位置図をご覧ください。国道3号の野田の日本通運株式会社の近くです。その申請地には雑草が生えている状態でしたけれども、〇〇〇〇番〇田となっているところが既に堆肥舎が建っておりました。その奥側の〇〇〇〇番〇に牛舎を建てるということでした。牛ふん等はJAの堆肥センターに搬出処理するということでした。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第17項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第17項です。第17項については、総会資料36P議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について」の第5項で説明したので省略します。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。ここは、先ほど説明したところです。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ、ございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について説明いたします。申請地は、野田町上名の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は平成5年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。申請地はですね、野田小学校の近くに位置するところです。こんなところに55㎡の農地があったんだと不思議に思うところなんですけど、道路拡張に伴う残地ということで、これを農地として利用していくのは大変困難だと思いました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第2項です。申請地は麓町の畑2筆です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は平成元年4月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 16番委員、調査結果の報告をお願いします。

16番 16番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。申請地は、出水麓歴史館の近くの場所です。現場の状況からみて、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難であると思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第3項です。申請地は、高尾野町江内の田1筆と畑1筆です。登記地目はそれぞれ

れ田、畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は昭和60年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 3番委員、調査結果の報告をお願いします。

3番 3番です。申請地はですね、ページ36で説明したところのすぐ隣になります。現場は先ほど説明したとおり、山でした。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。
(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第6号 非農地証明願いについては全件承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他 事務局より)

○7月豪雨災害義援金のお願い(来月総会にて事務局取りまとめ送金する)

○コロナ感染対策により自粛していた人・農地プラン実質化に向けたアンケート集計を含めた貸したい・借りたい総点検活動の再開をコロナ感染対策をとりながらお願いする。

議長 以上をもちまして第25回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

